

☆第32回 心の健康フォーラム[オンデマンド配信(YouTube 限定配信)]

テーマ:若者のメンタルヘルス 自分を傷つけずにはいられない~「助けて」が言えない~
講師:松本俊彦氏(国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長)
開催方法:オンデマンド配信(YouTube 限定配信)

*申込者のみ視聴が可能。期間中は繰り返しの視聴が可能。字幕あり
配信期間:令和6年1月25日(木)正午から令和6年3月8日(金)午後5時まで
対象者:県民一般・鳥取県精神保健福祉協会会員等

参加費:無料(ただし、動画配信にかかる通信料等は参加者負担になります。)

主催:鳥取県・鳥取県精神保健福祉協会

申込方法:令和6年3月1日(金)午後5時までに Web フォームまたは FAX で申し込んでください。

*動画視聴に必要な URL 等は、お申込みいただいたメールアドレスへ後日送付します。

留意事項:YouTube 動画を視聴できる端末およびインターネット環境が必要です。

本フォーラムの録画・録音・撮影・保存、資料の二次利用、研修内容の SNS 等への投稿は固くお断りします。

【Web フォームから申込み】

ホームページにアクセスして、とっとり電子申請サービスで申し込んでください。

鳥取 精神保健福祉センター

検索



こちらの QR コードからでもアクセスできます。

【FAX で申込み】

各所に配布しているチラシ裏面の FAX 送信票をご利用ください。

【お問合せ先】

鳥取県精神保健福祉協会事務局
(鳥取県立精神保健福祉センター内)
TEL 0857-21-3031(平日 8:30~17:15)
FAX 0857-21-3034

1人で悩まず
お電話ください。

精神障がい者家族相談ダイヤル

相談専用ダイヤル

★令和6年3月までの実施日★

1/4・18 2/1・15
3/7・21

090-3880-3498

毎月第1・第3木曜日
13:00~16:00

- ・相談は無料です。(通話料は別途かかります。)
- ・秘密は固く守ります。
- ・相談は匿名でもお受けします。

次号に掲載する地域情報をお寄せください。

鳥取県内の各地域で開催する精神保健福祉に関する講演会・研修会・福祉イベントや、単位家族会・各事業所・作業所からのお知らせなどの情報をお寄せください。

なお、紙面に限りがございますので、お寄せいただいた情報がすべて掲載できない場合もあります。ご了承ください。詳しくは下記の鳥取県家連事務局までご連絡ください。

☆「鳥取家族会だより」に対するご意見ご要望や精神保健福祉の情報など下記までお寄せください。家族会に関するお問い合わせもどうぞお気軽に!

鳥取県精神障害者家族会連合会事務局
〒680-0901 鳥取市江津318-1
鳥取県立精神保健福祉センター内
Tel 0857-21-3031 Fax 0857-21-3034

令和6年4月~6月開催の
講演会・研修会・福祉イベント...



皆さんからの情報をお待ちしています。

編集後記

いつも「鳥取家族会だより」をご愛読いただきありがとうございます。実はこの「鳥取家族会だより」、今回でひっそりと(笑)100号を迎えました。ここまで続けてこられたのも皆様のおかげです。ありがとうございました。これからもどうぞよろしくお申し込み申し上げます。
事務局 岡嶋

鳥取 家族会だより

【発行者】
鳥取県精神障害者家族会連合会
〒680-0901 鳥取市江津 318-1
鳥取県立精神保健福祉センター内
TEL (0857)21-3031
FAX (0857)21-3034

令和5年度 県要望活動報告

鳥取県精神障害者家族会連合会 会長 田淵眞司

去る9月8日、鳥取県家連は例年通り県に要望書を提出し同時に懇談会を行いました。鳥取県家連からは私をはじめ8名の出席、鳥取県庁からは福祉保健部長の中西眞治様をはじめ各担当課から7名の方々にご出席いただきました。私たちは、毎年平井知事様との面談をお願いしておりますがここ10年実現できず平井知事に直接思いを届ける機会がありませんが、中西部長様からは要望内容は現状と未来を考えて回答致します、とのことでした。

鳥取県の精神疾患の患者はここ20年で3倍に増加し、2020年度には約2万人とされています。その中で自立支援医療の受給者は約13,000人。また、精神保健手帳所持者は約6,900人で精神疾患の患者の35%です。今回はこの現実をしっかりと要望の精神に入れ、精神疾患の患者2万人に光が届くようにという思いを要望の中心としています。

昨年、国連の障害権利条約に関して日本に対する総括所見が発表されました。先進国の中で日本の人権問題の遅れが指摘され改善が求められており、精神障がいについても不条理不公平が多く、改善点が示されました。

また、令和6年4月から「障害者差別解消法」の合理的配慮の提供が義務化されます。国連の勧告が行われたり国内法が施行されたりする中、各家族会や多くの関係者の方々からご支援をいただき、私達も粘り強く活動を行い諸問題の改善へ邁進していきましょう。

【要望事項】

- 1)「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」に親亡き後の支援モデルを作ってください。
①西部圏域をモデル圏域としたこれまでの事業の成果や課題についての検証結果及び今後の予定をお示し下さい。
②地域生活者で、主に当事者の方の一人暮らし支援、社会参加支援、就労支援、医療支援等、親亡き後を想定した支援モデルを各圏域で作ってください。また、これらの事例を各圏域で共有し、当事者・家族が安心して暮らせる社会の実現をすすめてください。
- 2)精神障がい者の経済的自立の支援策として県の医療費助成制度の精神障がい者への適用を拡充してください。
①障害者特別医療費助成制度について精神保健福祉手帳所持者全員への適用をお願いします。精神障がい当事者は等級に係らず低所得の方がほとんどです。
②精神障害者の支援諸制度では適用を受けるにあたり、精神保健福祉手帳、自立支援医療、自動車運転免許等、医師の診断書を提出しなければならない機会が多く、必要費用の助成をお願いします。
③社会福祉協議会事業の日常生活自立支援事業の必要費用の全額助成をお願いします。
- 3)公共交通等の運賃割引制度の他障がいと同様の適用について、事業者への申し入れ等行政機関として御支援ください。
現状、精神障がい者だけが支援の対象から除外されています。障害者差別解消法、合理的配慮の観点からも違憲状態であると思われます。現状をかんがみ行政としての支援をお願い致します。
- 4)鳥取県附属機関の委員選出について年齢制限等の基準の見直しをお願いします。
現状、当会では高齢化により、鳥取県の委員会に残念ながら全てに参加できない事態となっております。
○人権尊重社会づくり協議会
○鳥取県孤独 孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進会議
当会が不在で物事が可決されることは非常に残念に思います。柔軟な対応をお願い致します。



令和5年度

鳥取県家連 心のけんこう研修会

10月27日、とりぎん文化会館にて「不安の正体 ～精神障がい者グループホームと地域～」の映画を視聴しました。精神障がいのある人たちのグループホーム開設にその地域住民による反対運動(チラシ配布・のぼり旗を立てるなど)が起きているというドキュメンタリー映画でした。これは典型的な偏見で、「精神障がいの人は何をやるかわからない」「住宅の資産価値が下がる」という地域住民の発言は誤解です。

一方、グループホームで暮らす人々の生活の様子も映し出され、自分でコントロール出来ないこともある。身近な家族などには感情を出すことがあっても他者に当たることはあまり見当たらない、という精神障がいのある人の実像が語られました。

「不安の正体」…。本当に怖いことは、①精神障がい者のある人たちを傷つけること ②地域に残る偏見、です。

障がいがあっても普通に生きられる社会に早くなってほしいと願うばかりです。

文責:鳥取県家連 副会長 町田貴子

研修当日、アンケート形式でご意見ご感想をいただきました。皆さん、改めて啓発の大切さを感じておられたようです。

ここでは、一部ですが掲載にご承諾いただいた方々のお声をお届けします。

私の回りにも、偏見がたくさんあります。あきらめてひっそりこもっておられる家族さんもいます(何十年も…)。不安の正体…無知(行政サイドも) 家族会も世の中に現実をあきらかにしていく事が大切ですね。家族任せにしない みんなで頑張ろう!! ビデオを地域の人にも見てもらいたいですね。 [家族会員]

グループホームや当事者を実際に見て理解を深めることが大切だと思う。 [関係機関職員]



私は障がい者の家族ですが、1度家から出ましたがグループホーム支援員の人とうまくいかず退去。いつか又、家から出ていけないといけません(本人も希望していますので)、今日のドキュメントは胸が痛みます。しかし、地域には理解者はたくさんおられるので、たくさんの人と日頃から交流することは大切。本人を知ってもらうのがいいと思っています。地域で暮らすには日々をもっと地域の中へ～とも考えます。今日は企画していただきありがとうございました。 [家族]

以前、障がい関係の業務に携わっていたこともあり、この度の上映会に参加させてもらいました。関係者と地域住民の考えの違いについては以前から感じているところでした。徐々に理解は進んできているとは感じますが、これからも発信していくことが大切だと考えています。ありがとうございました。 [関係機関職員]

涙が出ました。正義だと思って攻撃する住民の言葉、怖かったです。私は支援機関で働いているので少しは知識がありますが、無知がゆえの間違った正義感をなくしてゆきたいと思いました。DVDに出られていた利用者さん、支援者の方々、とても魅力的な方々でした。 [関係機関職員]

活動報告

精神障がい者への公共交通運賃割引適用を求める運動

公共交通運賃の割引について

- (1)航空運賃は、ANA・JAL等ほとんどの会社が国内線で他障がい者と同じ割引をご利用いただけます。
- (2)鉄道運賃は、JR各社が割引適用外ですが、智頭急行及び若桜鉄道は割引対象です。
- (3)バス運賃は、日ノ丸自動車・日本交通とも路線バスは他の障害者と同じ割引をご利用いただけます。しかし、定期観光バスや高速路線バスは、一部路線を除き精神障がい者は割引対象外です。
- (4)タクシー運賃は、身体障がい者・知的障がい者は割引対象ですが、精神障がい者は割引の対象外です。
- (5)高速道路の通行料は、通院や通学等の身体障がい者・知的障がい者は割引適用ですが、精神障がい者は割引の対象外です。

以上、このような現状です。

精神障がい者の経済状況は、福祉事業所に休まず通所しても仕事の練習ということで月額15,000円ほどです。また、障害者年金を受給している人は少ないのが現状です。

このような中、通院できる医療機関は都市部にしかありません。さらに通院回数も最低1カ月に1回は必要で、状況が悪いと1カ月に4回という事もあり得ます。自動車免許を持っていても更新もままならない状況です。

このように、精神障がい等は通院手段に公共交通機関に頼らざるを得ません。そんな中、令和5年4月からの高速道路の通行料が、また精神障がい者だけ割引の対象外になりました。

早く障がい者の色々な割引制度に精神障がい者も含めてほしいものです。

文責:鳥取県家連副会長 西村公雄

要望活動・陳情活動



鳥取運輸支局・交通業者へ要望書を提出しました!

東部地区(各所の対応)

鳥取運輸支局:主旨はよく理解した。今後も引き続き機会があるごとに推進していく。

県ハイヤータクシー協会:経営上の問題で現状では割引適用は困難。

日ノ丸バス:高速路線バスは一部路線では割引適用しているが西部発着の路線については今後検討する。

日本交通:高速路線バスは、全路線他社との共同運行なので制度適用は難しい。

中部地区(各所の対応)

日ノ丸ハイヤー:三障がい全てで割引の対応をしている。(我々家族会の認識不足を感じた。)

日本交通:本社へ意向は充分伝える。現場では対応出来ない。

西部地区

西部地区では他地区とは手法を変え、米子市で一番規模の大きい皆生タクシー(株)へ重点的に要望活動を行ってまず一社での割引適用を実現し、その後他社への波及を目指す。

陳情事項

現状の社会が精神障がい者に対して障がい種別の違いでの差別があることを認識し、速やかに差別状態を解消し、誰もが公平で安心して暮らせる社会にしてください。

鳥取県議会へ陳情書を提出しました!

交通運賃割引も含めた障がい間での格差の是正を求めて陳情書を提出しました。併せて、県議会の福祉生活病院常任委員会委員長西村議員、自民党鳥谷議員、共産党市谷議員へ事前に陳情内容を説明に伺い、県議会の常任委員会へも傍聴に行きました。そして、今後もこの活動を粘り強く続けていく必要性を感じました。